

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設等の登録 (生活衛生課)	99
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	〃
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	100
○道路の区域変更 (道路管理課、南丹土木事務所、中丹西土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (道路管理課、南丹土木事務所)	〃
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課)	101
○土砂災害警戒区域の指定 (〃)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除 (〃)	103
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃)	〃

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	105
--	-----

公 告

○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	〃
-----------------------	---

公 営 企 業

○一般競争入札の実施	〃
------------	---

正 誤

○令和6年12月27日付け京都府公報号外第39号中	113
---------------------------	-----

告 示

京都府告示第60号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号に規定する食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録した。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録養成施設等の名称	所在地	登録年月日
京都先端科学大学バイオ環境学部応用生命科学科食品衛生コース	亀岡市曾我部町南条大谷1の1	令 7. 2. 21

京都府告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町南有路小字古地942、943、小字桂8343から8345まで、8347から8349まで、8349の1、8349の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字古地942（次の図に示す部分に限る。）、943、小字桂8343・8349の1・8349の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。〕

京都府告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字墓ヶ谷2の1・2の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面を閲覧することができる。

京都府告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月21日から令和7年3月7日まで縦覧に供する。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宇治木屋線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打56の1（右）から 綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打56の1（右）まで	前	最小 8.8 ^m 最大 15.1	51.1 ^m
	後	最小 9.7 最大 15.8	
相楽郡和東町大字別所小字若山7の2（右）から 相楽郡和東町大字別所小字若山8の1まで	前	最小 28.9 最大 41.0	80.4
	後	最小 35.3 最大 48.7	

(4) 縦覧場所 京都府建設交通部道路管理課、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木事務所

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 舞鶴綾部福知山線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市大字私市小字新久399の4から 福知山市大字私市小字新久375まで	前	最小 6.8 ^m 最大 12.2	56.3 ^m
	後	最小 10.8 最大 13.5	

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 富田胡麻停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
船井郡京丹波町実勢豊谷13の1から 船井郡京丹波町実勢豊谷13の1まで	前	最小 13.4 ^m 最大 15.2	9.4 ^m
	後	最小 13.4 最大 17.0	
船井郡京丹波町実勢豊谷13の1まで	前	最小 14.4 最大 18.4	27.2
	後	最小 14.4 最大 44.2	

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月21日から令和7年3月7日まで縦覧に供する。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宇治木屋線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打68の1から 綴喜郡宇治田原町大字南小字犬打谷18の1を経て 相楽郡和東町大字別所小字若山14の1まで	令和7年2月24日

(4) 縦覧場所 京都府建設交通部道路管理課、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木事務所

- 2(1) 道路の種類 府道
 (2) 路線名 富田胡麻停車場線
 (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
船井郡京丹波町実勢豊谷13の1から 船井郡京丹波町実勢豊谷13の1まで	令和7年2月21日

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成21年京都府告示第165号	菱田B(つ1008-2)	相楽郡精華町菱田地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平成20年京都府告示第293号	尻谷B(つ2016-1)	〃 〃 南稲八妻地区	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成20年京都府告示第123号	喜多1(新ほ1004)	福知山市字喜多	次の図のとおり	土石流
〃	上佐々木1(ほ031)	〃 上佐々木	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所



京都府告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菱田B(つ1008-2)	相楽郡精華町菱田地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長芝(つ1009-4)	〃 〃 下狛地区	〃	〃
尻谷B(つ2016-1)	〃 〃 南稲八妻地区	〃	〃
福生坊(つ2019-2)	〃	〃	〃
花原(つ1003-3)	相楽郡精華町山田地区	〃	〃
笛吹(つ1006-3)	〃	〃	〃
獄ヶ(つ2010-3)	相楽郡精華町東畑地区	〃	〃
高塚B(つ2010-4)	〃	〃	〃
塚野A(つ2010-5)	〃	〃	〃
久保(つ2010-6)	〃	〃	〃
鳥谷(つ2010-7)	〃	〃	〃
高塚A(つ2010-8)	〃	〃	〃
古谷A(つ2012-3)	〃	〃	〃
古谷B(つ2012-4)	〃	〃	〃
松頭(つ2012-5)	〃	〃	〃
塚野B(つ2013-2)	〃	〃	〃
塚野C(つ2013-3)	〃	〃	〃
馬原(つ2013-4)	〃	〃	〃
合力(つ2021-1)	相楽郡精華町乾谷地区	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天座二区F(ほ2165-2)	福知山市字天座	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天座二区G(ほ2164-13)	〃	〃	〃
長尾I(ほ2145-16)	福知山市字長尾	〃	〃
下野条G(ほ2164-12)	〃 〃 下野条	〃	〃
行積G(ほ2145-17)	〃 〃 行積	〃	〃
上野条J(ほ2142-10)	〃 〃 上野条	〃	〃
大油子O(み1039-5)	〃 夜久野町大油子	〃	〃
小倉M(み2008-5)	〃 〃 小倉	〃	〃
高内F(み2010-3)	〃 〃 高内	〃	〃
末S(み2020-5)	〃 〃 末	〃	〃
末T(み1021-8)	〃	〃	〃
公庄上4(む033-3)	福知山市大江町公庄	〃	土石流
公庄上I(む2089-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
公庄上J(む2089-3)	〃	〃	〃
公庄下L(む1014-6)	〃	〃	〃
公庄下M(む1014-7)	〃	〃	〃
中央C(む1009-3)	福知山市大江町河守	〃	〃
金屋E(む1066-3)	〃 〃 金屋	〃	〃
上野A(む1066-4)	〃 〃 上野	〃	〃
波美E(む1048-5)	〃 〃 波美	〃	〃
下川合2(ま005-4)	〃 三和町下川合	〃	土石流
喜多1(新ほ1004)	〃 字喜多	〃	〃
上佐々木1(ほ031)	〃 上佐々木	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所



京都府告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成21年京都府告示第166号	菱田B(つ1008-2)	相楽郡精華町菱田地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平成20年京都府告示第294号	尻谷B(つ2016-1)	〃 〃 南稲八妻地区	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

(3) 閲覧場所 精華町役場

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成20年京都府告示第124号	喜多1(新ほ1004)	福知山市字喜多	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
〃	上佐々木1(ほ031)	〃 上佐々木	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所

(3) 閲覧場所 福知山市役所



京都府告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
菱田B(つ1008-2)	相楽郡精華町菱田地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尻谷B(つ2016-1)	〃 〃 南稲八妻地区	〃	〃	〃
福生坊(つ2019-2)	〃	〃	〃	〃
花原(つ1003-3)	相楽郡精華町山田地区	〃	〃	〃
笛吹(つ1006-3)	〃	〃	〃	〃
獄ヶ(つ2010-3)	相楽郡精華町東畑地区	〃	〃	〃
高塚B(つ2010-4)	〃	〃	〃	〃
塚野A(つ2010-5)	〃	〃	〃	〃
久保(つ2010-6)	〃	〃	〃	〃
鳥谷(つ2010-7)	〃	〃	〃	〃
高塚A(つ2010-8)	〃	〃	〃	〃
古谷A(つ2012-3)	〃	〃	〃	〃
古谷B(つ2012-4)	〃	〃	〃	〃
松頭(つ2012-5)	〃	〃	〃	〃
塚野B(つ2013-2)	〃	〃	〃	〃
塚野C(つ2013-3)	〃	〃	〃	〃
馬原(つ2013-4)	〃	〃	〃	〃
合力(つ2021-1)	相楽郡精華町乾谷地区	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

(3) 閲覧場所 精華町役場

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
天座二区F(ほ2165-2)	福知山市字天座	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天座二区G(ほ2164-13)	〃	〃	〃	〃
長尾I(ほ2145-16)	福知山市字長尾	〃	〃	〃
下野条G(ほ2164-12)	〃 〃 下野条	〃	〃	〃
行積G(ほ2145-17)	〃 〃 行積	〃	〃	〃
上野条J(ほ2142-10)	〃 〃 上野条	〃	〃	〃
大油子O(み1039-5)	〃 夜久野町大油子	〃	〃	〃
小倉M(み2008-5)	〃 〃 小倉	〃	〃	〃
高内F(み2010-3)	〃 〃 高内	〃	〃	〃
末S(み2020-5)	〃 〃 末	〃	〃	〃
末T(み1021-8)	〃	〃	〃	〃
公庄上4(む033-3)	福知山市大江町公庄	〃	土石流	〃
公庄上I(む2089-2)	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
公庄上J(む2089-3)	〃	〃	〃	〃
公庄下L(む1014-6)	〃	〃	〃	〃
公庄下M(む1014-7)	〃	〃	〃	〃
中央C(む1009-3)	福知山市大江町河守	〃	〃	〃
上野A(む1066-4)	〃 〃 上野	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所

(3) 閲覧場所 福知山市役所



京都府告示第69号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人京都障害福祉サービスセンター
京都市東山区今熊野宝蔵町65番地 シャロン栗2階
- 支援業務を行う事務所の所在地
京都市下京区京極町497番地3 メゾンドプロヴァンス401

公 告

京都市越畑土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨越畑北ノ町13	木 村 貞 志
〃 〃 嵯峨越畑中ノ町44	田 中 良 和
〃 〃 〃 39	平 井 茂 夫
〃 〃 嵯峨越畑南ノ町14の2	吉 田 宗 弘
亀岡市千代川町今津二丁目5の1	倉 田 芳 文

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区桃山町伊賀3の9	大 西 隆 之
〃 右京区嵯峨越畑南ノ町24	桐 山 房 夫

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨越畑北ノ町13	木 村 貞 志
〃 〃 嵯峨越畑中ノ町44	田 中 良 和
〃 〃 〃 39	平 井 茂 夫
〃 〃 嵯峨越畑南ノ町14の2	吉 田 宗 弘
亀岡市千代川町今津二丁目5の1	倉 田 芳 文

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区桃山町伊賀3の9	大 西 隆 之
〃 右京区嵯峨越畑筋違20	横 谷 一 夫

公 営 企 業

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- 購入物品の名称及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 768トン
- 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- 納入期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- 納入場所
ア 京都府営水道事務所宇治浄水場
宇治市宇治下居64
イ 京都府営水道事務所木津浄水場
木津川市吐師医王寺
ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場
京都市西京区御陵大原11の6
エ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場

久世郡久御山町野村井ノ坪10
 オ 京都府営水道事務所薪中継ポンプ場
 京田辺市薪西浜

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774) 24-1522

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「化学薬品」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）

を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

- (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

- (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

- (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年4月7日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年4月8日（火）午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年4月8日(火)午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「水道用次亜塩素酸ナトリウム1トン当たりの単価(消費税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 入札の執行

この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

10 その他

(1) 1から9までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

11 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased

Sodium hypochlorite for drinking water treatment
768 ton

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, February 21, 2025 to 5:15 PM on Tuesday, March 18, 2025

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, April 7, 2025 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Tuesday, April 8, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, April 7, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender

3:15 PM on Tuesday, April 8, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

(8) Contact point for the contract

General Affairs and Planning Division, Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan

TEL: (0774) 24-1522



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 1,118トン

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 京都府営水道事務所宇治浄水場

宇治市宇治下居64

イ 京都府営水道事務所木津浄水場

木津川市吐師匠王寺

ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場

京都市西京区御陵大原11の6

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774) 24-1522

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月18日

（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「化学薬品」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年4月7日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年4月8日（火）午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年4月8日（火）午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「水道用ポリ塩化アルミニウム1トン当たりの単価（消費税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反し

た者のした入札
 オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札
 カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
 キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
 ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
 ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
 コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
 サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
 シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第

159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 入札の執行

この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

10 その他

- (1) 1から9までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

11 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased
 Poly aluminium chloride for drinking water treatment
 1,118 ton
- (2) Bidding method
 Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
 From 8:30 AM on Friday, February 21, 2025 to 5:15 PM on Tuesday, March 18, 2025
- (4) The time, date and place for submission of tender
 From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, April 7, 2025 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Tuesday, April 8, 2025
 Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
 5:00 PM on Monday, April 7, 2025
- (6) The time, date and place for the opening of tender
 3:15 PM on Tuesday, April 8, 2025
 Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
 Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

(8) Contact point for the contract

General Affairs and Planning Division, Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan

TEL: (0774) 24-1522



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和7年2月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び予定数量
水道用粉末活性炭 160,000kg
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所
 - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場
宇治市宇治下居64
 - イ 京都府営水道事務所木津浄水場
木津川市吐師医王寺
 - ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場
京都市西京区御陵大原11の6

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5442
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0021 宇治市宇治下居64
京都府営水道事務所総務企画課
電話番号 (0774) 24-1522

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「化学薬品」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると思われる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものととする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入

札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年3月7日(金)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和7年4月7日(月)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和7年4月8日(火)午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和7年4月7日(月)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和7年4月8日(火)午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「水道用粉末活性炭1kg当たりの単価(消費税抜き)」の金

額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名

停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。

7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 入札の執行
この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

10 その他
(1) 1から9までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

11 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased

Powdered activated carbon for drinking water treatment 160,000 kg

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, February 21, 2025 to 5:15 PM on Tuesday, March 18, 2025

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, April 7, 2025 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Tuesday, April 8, 2025

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Monday, April 7, 2025

(6) The time, date and place for the opening of tender
3:15 PM on Tuesday, April 8, 2025
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

(8) Contact point for the contract
General Affairs and Planning Division, Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office
64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan
TEL: (0774) 24-1522

正 誤

令和6年12月27日付け京都府公報号外第39号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
21	上から14	13. 480	13, 480